

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 会社分割ってなあに？

Q：商法改正により会社分割制度が導入されたそうですが、どのような制度でしょうか。

A：柔軟な企業組織再編成を可能にするための制度です。

【解説】

最近では、同業の企業が集結してグループ化を図ったり、また逆に分社化して効率的経営、活力の発揮を指向するケースも増えています。このような流れの中で、柔軟な企業組織再編成を可能にするための方策として、平成12年5月に商法が改正されて会社分割制度が導入されました。会社分割は、次の4つの類型に分類できます。

(1) 新設分割

分割する会社（分割会社）の事業を新たに設立した会社（新設会社）に承継させる

① 分割型（人的分割）

事業を移転された「新設会社」の株式を「分割会社」の株主に交付する

② 分社型（物的分割）

事業を移転された「新設会社」の株式を「分割会社」が自ら取得する

(2) 吸収分割

分割する会社（分割会社）の事業を既存の会社（吸収会社）に承継させる

① 分割型（人的分割）

事業を移転された「吸収会社」の株式を「分割会社」の株主に交付する

② 分社型（物的分割）

事業を移転された「吸収会社」の株式を「分割会社」が自ら取得する

